

## 令和7年度第1回柏原市保育所設置認可等審議会議事要旨

日 時 令和8年1月21日（水）午前10時から  
場 所 柏原市役所本館2階多目的室2-1  
出席委員 5人  
出席市職員 福祉こども部長、こども施設課（事業者確認主管課）1人  
福祉指導監査課（事業認可主管課）3人

### 議事要旨

1. 福祉こども部長あいさつ
2. 委員の紹介
3. 諮問書の交付
4. 審議会会長あいさつ
5. 会長の職務代理者の指名

### 6. 議事

#### （1）乳児等通園支援事業認可申請に対する審議

乳児等通園支援事業認可基準の審査について、「1. 設備の基準」、「2. 職員」、「3. そのほかの基準」と大きく3つの項目に分類し、資料1及び資料2を用いて、委員に配付していない根拠資料の部分について、以下のとおり説明した。

#### 「1. 設備の基準」

申請内容は、全て基準を満たしている。

「耐火建築物又は準耐火建築物であること」については、事務局の方で耐火建築物であることを確認している。

#### 「2. 職員」

一般型乳児等通園支援事業に従事する職員1名が保育士資格を有していることを事務局の方で確認している。

また、基準では、「一般型乳児等通園支援事業と保育所が一体的に運営されている場

合は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる」となっており、今回認可の申請があった一般型乳児等通園支援事業は、保育所と一体的に運営されるため、職員1名の配置で基準を満たしている。

### 「3. そのほかの基準」

「必要な経済的基礎があること」については、保育所に対して毎年度実施している指導監査で、純資産が大きく減少していないか、当期活動増減差額が大きく赤字になっていないか、当期資金収支差額が大きく赤字になっていないか等を確認しており、これらの確認項目で口頭指導や文書指導に至ったことはない。

「乳児等通園支援事業を行う者が社会的信望を有すること」については、理事長が、平成27年6月から現在に至るまで理事長を務めていることを事務局の方で確認している。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」については、園長が、昭和62年5月から保育園に勤務し、平成23年4月から現在に至るまで園長として勤務していること、及び園長が社会福祉主事任用資格者であることを事務局の方で確認している。

乳児等通園支援事業認可申請を事務局で審査したところ、認可基準を満たしていると考えている。

### 委員の主な質問

Q 収支予算書について、人件費が固定費だと考えたとき、給付費と利用料は利用者数によって増減するため、場合によっては収支がマイナスになることがあるのか。

A 曜日を分けて一時預かり事業をしていたり、利用者がいない時間帯は保育所の業務に入ったり、フリーとして勤務している職員なので、これらの事業で人件費は按分される。

Q 使用する乳児室及び保育室にたどり着くまでにたくさんの階段を上らなければならないが、乳幼児の年齢を考えたときに、安全面等、利用する上での問題はないのか。また、避難経路は問題ないか。

A 使用する乳児室及び保育室は、一時預かり事業でも使用されている場所であり、現在のところ利用する上で特段の問題はない。また、保育所に対して毎年度実施している指導監査で保育所の設備の安全性や避難経路については確認しており、これらについて口頭指導や文書指導に至ったことはない。

Q 一般型乳児等通園支援事業を利用する乳幼児を園に引き渡す際の方法はどうか。仮に、一般型乳児等通園支援事業を利用する乳幼児の保護者が乳幼児を連れて乳児室及び保育室まで上がる場合、時間帯によっては、保育所として保育を実施している場所に保護者が出入りすることになるが、安全面での問題はないのか。

A 利用する乳幼児の引き渡し方法については、現在実施している一時預かり事業と同じような方法になる。一般型乳児等通園支援事業と同じ場所で実施する、一時預かり事業における乳幼児の引き渡しについては、現在のところ安全面で特段の問題はない。

Q 乳児等通園支援事業について、例えば他市では障害のある子どもを受け入れたりしているが、柏原市としては今後どのように事業を進めていく予定か。

A 乳児等通園支援事業については、保育所等に在籍していない0歳6か月から満3歳未満の子どもが対象となっており、本市においては令和8年度に約400名が当該事業の対象となる見込みである。その中からどれほどの利用希望があるか分からないが、現在の整備量では利用ニーズに対応できないと考えており、今後さらなる拡充が必要である。また、特別な配慮が必要な乳幼児についても対応できるように進めていきたい。

#### 委員の主な意見

・一時預かり事業も実施しているので、乳児等通園支援事業の使い勝手が市民の方に分かりにくい。

・保育所の各クラスで一時的に受け入れるのではなく、保育所とは別で保育を受けられるので、この時間帯に利用したいという保護者や、少し話を聞いてほしいという保護者にとってはとても良いと思う。

・安心・安全な保育を今後も続けていただきたい。

・今後、特別な配慮が必要な乳幼児も含めて、利用ニーズに対応できるよう受け入れ体制を整備していただきたい。

#### (2) 答申

今回の乳児等通園支援事業認可については、認可することに支障はないが、運営にあたっては、「安心・安全な保育を今後も続けていただくこと」、「今後、特別な配慮が必要な乳幼児も含めて、利用ニーズに対応できるよう受け入れ体制を整備していただくこと」、の2点について留意していただきたいという審議会の意見となったため、この意

見をもとに、事務局で資料3をもとに答申書(案)を作成し会長の了承を得たものを答申書として市に提出することとなった。

#### 7. その他(事務局からの連絡)

今後の事務処理としては、4月1日に乳児等通園支援事業を開始するため、3月上旬には認可できるよう事務手続きを行い、乳児等通園支援事業認可をした際には各委員に通知する。

現在、保育所等の設置認可案件がないため開催予定はなく、新たに保育所の設置認可や認可取消し等の行政処分が発生し、開催の必要が生じた場合には、会長に相談し開催をお願いすることとなる。

審議会の議事及び資料については、率直な意見交換の確保若しくは意思決定の中立性を確保するため、発言者の個人名を明らかにしないで、議事概要として公表することとし、非開示情報と思われる箇所については、個人が特定できない形で公表。会議の資料1から3についても同様とし、事業認可申請書類一式の写しについては、非公開。公表する議事概要については、会長が内容を確認した上で、市のウェブサイト公表する。

閉会 午前11時